

税の申告受付が始まります

平成25年分の所得税・消費税・贈与税の申告受付と、市・県民税の申告受付がまもなく始まります。

申告書は自分で作成し、早めに提出しましょう。国税庁や市のホームページをご利用いただくと、インターネットを通じて申告書が作成できます。

なお、所得税の確定申告書を提出すれば、市・県民税の申告は不要です。

問合せ 所得税・消費税・贈与税 ▶ 大垣税務署 (☎78-4101 自動音声案内2番)
市・県民税 ▶ 市役所課税課 (内線344～347)



所得税・消費税・贈与税の申告受付は市民会館で

所得税・消費税・贈与税の申告受付は、市民会館3階で行います。

株式・土地などを売った人、

青色申告の人、事業に伴う経費の算定が不明の人、新たに事業を始めた人、雑損控除を受ける人、修正・訂正・準確定申告の人、損失を申告する人、初めて住宅ローン控除を受ける人は、市民会館で申告してください。

	所得税・消費税・贈与税の申告
とき	2/17(月)～3/17(月)の平日 9:00～17:00 ※申告書作成は時間を要しますので、16:00までに来場ください
ところ	市民会館3階 会議室ほか ※期間中、税務署には申告会場を設けていません

申告書を郵送で提出する場合

申告書は、郵送で提出することもできます。

住所・氏名・電話番号・生年月日を記入し、押印のうえ、下記へ郵送してください。

＜所得税の確定申告書＞

※郵送先／大垣税務署(〒503-8556 丸の内2-30) ※時間 外文書受付箱(税務署の南東に設置)への提出も可

※備考／申告書の控えに税務署の収受印が必要な人は、返信用封筒(切手貼付)を同封
＜市・県民税の申告書＞

※郵送先／大垣市役所課税課(〒503-8601 丸の内2-29)



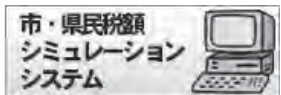
	とき	ところ
市・県民税の申告 出張会場	2/17(月)～3/17(月)の平日	8:30～17:00 市役所4階 大会議室 ※期間中、課税課には申告会場を設けていません
	2/4(火)・5(水)	西部研修センター1階 多目的ホール
	2/7(金)	情報工房5階 スイंकホール
	2/10(月)・12(水)	墨俣地域事務所1階 大会議室
	2/13(木)・14(金)	中川地区センター1階 多目的ホール
	2/19(水)・20(木)	子育て総合支援センター1階 多目的ホール
	2/25(火)・26(水)・27(木)・28(金)	赤坂総合センター3階 ホール
	3/4(火)・5(水)・6(木)・7(金)	上石津地域事務所2階 2-1会議室

ネットで作れる！市・県民税の申告書

市は、インターネットを通じて市・県民税の申告書作成や税額試算ができる「市・県民税額シミュレーションシステム」を導入しています。

2月3日からは、平成26年度(25年収入)分も対象になりますので、ぜひご利用ください。

※利用方法／市ホームページにあるバナー(下図)からシステムに入り、画面の指示に従いながら、源泉徴収票の数字などを入力



※備考／インターネットや電子メールによる申告受付は行っていません。申告書は印刷し、郵送または持参で、課税課(〒503-8601 丸の内2-29)へ提出してください

※問合せ／課税課(内線344～347)へ

市・県民税の申告受付は市役所と出張会場で

市・県民税の申告受付は、市役所と出張会場(下表7か所)で行います。

申告がスムーズに進むよう、自分で記入する「自書申告」にご協力ください。また、医療費領収書の計算や収支内訳書の作成を済ませておいてください。

例年、申告会場は午前中に混雑しますので、午後のご利用をお勧めします。

市・県民税の申告に必要なもの

- ①申告書、印鑑、筆記具、計算機
- ②源泉徴収票(原本)または給与明細など

③営業、農業、不動産などの収入がある人は、収入金額や必要経費がわかる書類など

④各種控除を受けるための証明書など

- ・医療費控除…領収書、保険金などで補てんされた金額がわかる書類など
- ・社会保険料控除…領収書、社会保険料控除証明書
- ・生命保険料控除および地震保険料控除…保険会社発行の申告用控除証明書
- ・障害者控除…障害者手帳、障害者控除対象者認定書などの証明書
- ・勤労学生控除…在学を証明する書類
- ・配偶者特別控除…配偶者の収入金額がわかる書類
- ・寄附金控除…受領証など

市・県民税の均等割額が変わります

国の法律に基づいて、東日本大震災の教訓をいかした防災施策を市や県が行う財源とするため、全国一律に市民税・県民税の均等割額にそれぞれ500円が加算されます。期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間です。

なお、平成24年度から県民税の均等割額に加算されている「清流の国ぎふ森林・環境税」(1,000円)は、平成28年度までです。詳しくは、課税課(内線344～347)へ。

	平成25年度	平成26～28年度	平成29～35年度
市民税の均等割額	3,000円	➡ 3,500円	➡ 3,500円
県民税の均等割額	2,000円	➡ 2,500円	➡ 1,500円
合計額	5,000円	➡ 6,000円	➡ 5,000円

市有地の売り払い

市は、下表6件の市有地を公募および一般競争入札で売り払います。

※申込／2月3日～21日の平日に、必要書類を契約課(内線332・333)へ持参

【公募物件】

物件No.	所在地	地目	実測面積	公募価格
3	赤坂町字宿ノ町3354-7	宅地	189.65㎡	7,152,000円
4	荒尾町字池ノ西61-10	宅地	97.21㎡	2,293,000円
5	昼飯町字東町田547-5	雑種地	324.69㎡	10,295,000円
6	草道島町字若宮148-13	宅地	150.99㎡	3,779,000円
10	墨俣町二ツ木字沼田329-14	宅地	214.73㎡	8,546,000円

【一般競争入札物件】

物件No.	所在地	地目	実測面積	予定価格	入札保証金
11	小野1-234-2	宅地	196.12㎡	10,580,000円	317,400円



発達障がいテーマにしたマンガを配布

市は、大垣女子短期大学の協力を受けて制作した広報別冊マンガ「知ってほしいな発達障がいのこと」を、今回の広報紙とともに配布しました。

発達障がいを理解していただけるわかりやすい内容になっています。ぜひ、ご覧ください。



11日(祝)のごみ収集は休みー14日(金)に振り替えー

2月11日(火)は祝日のため、ごみ収集を休みます。

11日が「もえるごみ」「もえないごみ」「ペットボトル」「プラスチック製容器包装」の収集日の区域は、14日(金)に振り替えて収集します。

なお、上石津・墨俣地域は、「ごみ収集日カレンダー」のとおりです。

詳しくは、クリーンセンター(☎89-4124)へ。



市営本町駐車を3月31日で廃止

市は、市営本町駐車を3月31日で廃止します。

長らくご利用いただき、ありがとうございました。

詳しくは、生活安全課(内線425)へ。

55人が防災リーダーに

ー防災ひとづくり塾ー



1月11日、「大垣市防災ひとづくり塾」がサイトピアセンターで開かれました。この講座は、防災リーダー養成を目指すもので、5年前から行われています。

昨年11月に開講した今年度の講座。最終日となるこの日は、災害時に役立つロープの使い方=写真=や、避難所の運営方法などの講義が行われました。

4日間に渡り、災害に対する知識や技術を学んだ受講生55人は「大垣市防災リーダー」に認定されました。また、希望者はこの日、防災士試験にも挑戦し、42人が合格しました。



審議会を傍聴してみませんか

廃棄物減量等推進審議会		担当	資源対策課(☎89-9278)
2/6(木)	13:30～15:00	クリーンセンター2階 研修室	
・ごみ排出量の現状について		ほか	
地域福祉計画策定・評価委員会		担当	社会福祉課(内線472)
2/13(木)	13:30～15:00	市役所3階 合同委員会室	
・大垣市第三次地域福祉計画について		ほか	
墨俣児童館運営委員会		担当	子育て支援課(内線464)
2/14(金)	11:00～12:00	墨俣さくら会館2階 研修室	
・平成25年度の運営状況について		ほか	※前日までに要申込
森林管理委員会		担当	農林課(内線527)
2/17(月)	9:00～11:00	市役所3階 合同委員会室	
・大垣市森林整備計画の策定について		ほか	
市史編集審議会		担当	市史編集室(☎81-1803)
2/17(月)	10:00～11:30	サイトピアセンター かがやき活動室6-3	
・大垣市史の編纂について		ほか	※前日までに要申込
国民健康保険運営協議会		担当	窓口サービス課(内線455)
2/17(月)	13:30～15:00	市役所2階 第1会議室	
・平成25年度国民健康保険事業会計の決算見込みについて		ほか	

ー違反広告物は除去ー

電柱やガードレール、街路灯などに「はり紙」や「はり札」を取り付けること、また、道路上に「のぼり旗」や「置看板」を設置することはできません。

市は、違反広告物除却協力団体(違反広告バスターズ)の協力を受けながら、違反広告物を取り除いています。



違反広告物を取り除く「違反広告バスターズ」



屋外広告物には事前の許可が必要です

広告塔・壁面広告・立看板などの屋外広告物には、設置場所や大きさなどにルールがあります。これは、良好な景観を守るとともに、倒壊などによる事故を防ぐためです。

屋外広告物を設置する場合は、事前に市へ許可申請してください(一定面積以下の自家広告物は除く)。

なお、市は、未申請の屋外広告物に対する調査や指導を行っていますので、ご協力をお願いします。

※申請方法／都市計画課で配布の申請書(市HPからダウンロード可)に必要書類を添えて、同課(東庁舎2階)へ ※後日、手数料の納付が必要

※備考／受け取った許可済証(左図のシール)は、必ず広告物に貼り付け、市へ報告書を提出してください

※問合せ／都市計画課(内線669)へ

